

計量士代検査関係手続き一覧

R5.8.15現在

No	手続きが必要な時期	様式	添付書類	提出期限
1 代検査業務を開始するとき				
		☐ 様式01 代検査業務届	☐ 計量士登録証の写し ☐ 使用する基準器の検査成績書の写し ※基準器等を貸借する場合は、貸借契約書等の写しも添付 ☐ 代検査合格シール 1枚 ☐ (実用基準分銅を使用する場合) 質量標準管理マニュアル ※他機関で承認を得ている場合は、承認書の写しも添付 ☐ (車輛を使用する場合) 車輛等の校正方法書 ※他機関で承認を得ている場合は、承認書の写しも添付	
2 代検査業務届出事項に変更が生じたとき				
		☐ 様式02 代検査業務届出事項変更届		
3 代検査業務を廃止するとき				
		☐ 様式03 代検査業務廃止届		
4 代検査業務を都合により休止するとき				
		☐ 様式04 代検査業務休止届		
5 代検査業務に実用基準分銅を使用するとき				
		☐ 様式05 承認申請書 (質量標準管理マニュアル)	☐ 質量標準管理マニュアル 正副1部ずつ	
6 上記5で承認された質量標準管理マニュアルに変更が生じたとき				
		☐ 様式06 変更申請書 (質量標準管理マニュアル)	☐ 質量標準管理マニュアル 正副1部ずつ	
7 代検査業務に車輛を使用するとき				
		☐ 様式07 承認申請書 (車輛等の校正方法書)	☐ 車輛等の校正方法書 正副1部ずつ	
8 上記7で承認された車輛等の校正方法書に変更が生じたとき				
		☐ 様式08 変更申請書 (車輛等の校正方法書)	☐ 車輛等の校正方法書 正副1部ずつ	
9 定期検査に代わる代検査業務を行ったとき				
		☐ 特定計量器検定検査規則第59条様式第16		(非自動はかり、分銅、おもり) 前回の検査日の翌月1日から起算して2年後の同日まで
		☐ 特定計量器検定検査規則第60条様式第17		(皮革面積計) 前回の検査日の翌月1日から起算して1年後の同日まで
10 計量証明検査に代わる代検査業務を行ったとき				
		☐ 特定計量器検定検査規則第59条様式第16		(非自動はかり、分銅、おもり) 前回の検査日の翌月1日から起算して2年後の同日まで
		☐ 特定計量器検定検査規則第60条様式第17		(皮革面積計) 前回の検査日の翌月1日から起算して1年後の同日まで (騒音計、振動レベル計、濃度計) 前回の検査日の翌月1日から起算して3年後の同日まで